

建設工事の入札に係る工事費内訳書の提出及び取扱いについて

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、ダンピング受注防止等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札書提出時に入札金額の内訳を記載した書類（工事費内訳書）を提出するものとされました。

本町でも、平成27年度より工事費内訳書を添付していただいておりますが、以下のように取扱うこととなりましたのでお知らせします。

1. 適用日

平成29年4月1日以降に指名、告示する案件から適用します

2. 工事費内訳書提出対象工事

競争入札により行うすべての工事（随意契約によるものは対象外）

3. 工事費内訳書の提出方法

入札書提出と同時に提出（電子入札の場合、PDF形式又はエクセル形式で提出）

4. 入札無効について

工事費内訳書に不備があった場合、その入札書は無効となります。その不備とは以下のとおりです。

- ・ 指定する日時に工事費内訳書を提出（添付）しない場合
- ・ 工事費内訳書の価格が入札金額と一致しない場合
- ・ 他の工事の工事費内訳書が提出（添付）された場合
- ・ 工事費内訳書に提出者の記名・押印がかけられている場合（電子入札システムにより提出される場合を除く）

関係書類

※南知多町建設工事関係入札者心得書

※南知多町電子入札実施要領